職員記載欄

点検	点検

郵送専用

国民健康保険脱退届出書

島田市長

令和　　年　　月　　日

次のとおり、社会保険等に加入したため、国民健康保険の脱退を届け出ます。

※消せない黒インクで記入してください。

世帯主	住所				
	氏名				
	国保記号番号		個人番号 (マイナンバー)		
	電話番号	- -	□携帯 □自宅 □会社		
	連絡可能な時間帯	（平日８：30～17：15 の間で）※申請内容についてお問い合わせする場合があります。			

国保を脱退する方の氏名	生年月日	世帯主との続柄	**資格確認書等返却**	個人番号(マイナンバー)
	S・H・R　．　．		□可 □不可	
	S・H・R　．　．		□可 □不可	
	S・H・R　．　．		□可 □不可	
	S・H・R　．　．		□可 □不可	
	S・H・R　．　．		□可 □不可	

資格喪失年月日（職員記載）	年　月　日	喪失（職員記載）	包括・一部

以下のものを下記の宛て先まで郵送ください

□ 届出書（この用紙）※記入漏れがある場合は、手続きができません。

□ 国民健康保険の資格確認書・資格情報のお知らせの原本

※上にある資格確認書等返却の可否をチェックしてください。

（国保の資格確認書等を紛失等で返却できない場合で、後日発見されたときは必ず返却してください。新しい健康保険の加入日以降国保の資格確認書等は使用できませんので御注意ください。）

□ 「新しい健康保険の資格確認書・資格情報のお知らせ※」のコピー・「社会保険加入証明書（事業所による証明）」・「マイナポータルの健康保険証の資格情報※のページ」のいずれか

※資格情報のお知らせ・マイナポータル上の健康保険証の資格情報のページは新しい社会保険等の加入日の記載があるものに限る。（「医療保険の資格情報」の場合も同様。）

※新しい資格確認書・資格情報のお知らせのコピーの場合は国保脱退する人全員分。

※証明書の場合は、国保脱退する人全員分記載があるもの。

□ 世帯主の顔写真付きの本人確認書類のコピー

（マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど官公署から発行・発給されたもの。）

＜ご注意事項＞※書類の入れ忘れがないよう、上記□欄にチェックを入れ確認してください。

○ 本申請は、当課への到達日を処理日とさせていただきますので御了承ください。

○ 処理後に国民健康保険税額の再計算を行い、翌月中旬に更正決定通知書を世帯主様宛に郵送いたします。更正決定通知書が届く前に納期限が到来する期別は、お支払いいただく必要があります。

※再計算により払い過ぎが発生した場合は、差額の還付手続きを行います。

○ 申請内容や確認書類に不備がある際は返却しますので御了承ください。

郵送先・お問い合わせ先

〒　427-8501　島田市中央町１番の１　島田市役所　国保年金課　保険税係

℡　0547-36-7178（保険税係）　※配達記録が残る簡易書留等をおすすめします。

＜ぴったりサービスとは？＞
「ぴったりサービス」は、あらゆる分野の手続きのオンライン申請を可能とする国（内閣府）が運営するマイナポータルサービスです。手続きには 12 桁の個人番号（マイナンバー）が必要となります。

＜手続きに必要なもの＞
・パソコン（IC カードリーダーを含む）または対応機種のスマートフォン
・届出人のマイナンバーカードおよび世帯主・国保脱退対象者全員分の個人番号
・新しい会社の資格確認書・資格情報のお知らせ（国保脱退対象者全員分）または健康保険資格取得証明書（国保脱退対象者全員分が記載してあるもの）

＜申請手続き＞※申請受付までに数日かかる場合がありますのでご承知おきください。
①スマートフォンの場合
下のＱＲを読みとってください。

②パソコンの場合
島田市公式ホームページ「国民健康保険（国保）脱退手続き」ページ下部の「申請ページ」をクリックしてください。
URL: https://www.city.shimada.shizuoka.jp/kurashi-docs/page_sousitu.html